



コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2021年5月号(J261)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 国碩とフィリップスとの特許侵害訴訟、双方が和解
- 02 商標登録出願に対する「ファストトラック審査」試行で好成果、2021年5月1日に正式導入
- 03 著作権法一部条文改正案、行政院院会で可決

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

具体的な下位概念の商品における商標使用は、上位概念の商品並びに同じ性質の商品における使用と認定

今月のトピックス

J210428Y1

01 国碩とフィリップスとの特許侵害訴訟、双方が和解

国碩科技工業股份有限公司 (Gigastorage Corporation) は 2021 年 4 月 28 日付けで重大情報公告 (訳注: 上場企業による重要事実の開示に相当) を行い、同社はオランダのコーニンクレッカ・フィリップス (Koninklijke Philips N.V.) との DVD 特許侵害訴訟という争議について、秘密保持条項付きの和解協議書に調印し、双方は同協議書の約定に基づいて、係属中のすべての訴訟 (知的財産裁判所 103 年民専訴字第 38 号、知的財産裁判所 107 年度民専上更(一)字第 4 号) 手続きを終了する、と発表した。(2021 年 4 月)

J210430Y2

02 商標登録出願に対する「ファストトラック審査」試行で好成果、2021 年 5 月 1 日に正式導入

知的財産局はニュースリリースにおいて、次のように伝えている。2020 年 5 月 1 日から商標登録出願に対する「ファストトラック審査」を試験的に導入して、まもなく 1 年間の試行期間が満了となる。試行開始から 2021 年 2 月まで、ファストトラック審査件数は 4 万 9000 件を上回り、月間ファストトラック審査件数の (商標登録出願全体に占める) 割合は約 58% ~62% を推移して、すでにファストトラック以外の案件数を越えており、ここからも商標登録出願人がファストトラック審査制度を十分に理解して活用していることが伺われる。

「ファストトラック審査」は、現行の電子出願制度を利用して、出願書類提出時に書類、料金等に関する要件をすべて満たすよう奨励するものであり、それによって審査官は手続き処理の時間を短縮でき、ここ 5 年間に毎年 10 万件 (区分) を超え、年々増加し続ける商標登録出願件数に対応するのに役立つ。出願人もまた審査結果をより早く知ることができ、ウインウインを達成することができる。1 年間の試行を経て、月間ファストトラック審査件数は安定して全体の 6 割前後を占めており、ファーストアクション (FA) までの平均期間もファストトラック審査以外の案件に比べて 1.4~1.6 ヶ月短縮されている。総体的に評価した結果、試行の成果が良好であったため、2021 年 5 月 1 日から正式に導入されることとなった。

さらに、ファストトラック審査を適用できないが、商標権の取得を急ぐ出願人に対して、知的財産局は商標法改正案において別の有料制「早期審査」システムを導入しようとしている。現在改正案は行政院で処理されており、年内には立法院の審議に送られる見通し。(2021 年 4 月)

J210408Y3

03 著作権法一部条文改正案、行政院院会で可決

知的財産局はニュースリリースで次のように伝えている。デジタル技術及びインターネットの高度な発展に対応するため、知的財産局は国際条約及び先進諸国の著作権法制度を参考とした「著作権法」一部条文改正案を行政院に提出していた。それは新設条文が計 9 条、改正条文が計 37 条に上り、ここ 20 年来で最大規模の改正となっている。同改正案は 2021 年 4 月 8 日に行政院院会 (訳注: 日本の閣議に相当) での審査を通過したため、立法院 (訳注: 国会に相当) に送られることになる。改正のポイントは以下のとおり。

(一) 「公衆放送 (Public broadcast)」と「公衆送信 (Public transmission)」の定義を調整

デジタルコンバージェンスの統合権規定に対応して、インターネットの帯域幅拡大や科学技術の日進月歩により、インターネットを通じた映像番組のリニア配信 (訳注: ネット上で視聴できるが、配信スケジュールが送信側によって決められている) やインターネットラジオ放送が普及することで、消費者が技術の種類で権利のタイプを区別しにくくなっているため、今回の改正では、同じ番組はテレビ局やラジオ局からの放送か、又はインターネットを通じてのリニア配信かを問わず「公衆放送」に該当し、従来のようにネットワーク技術 (使用の有無) を以って「公衆放送」と「公衆送信」を区別しないこととした。例えば、ラジオ局「漢聲電台」

が通信業者「中華電信」のインターネットラジオ「hichannel」を通じて配信すると、改正後は公衆放送となる。

(二) 「再公衆伝達権」を新設

著作権者に対する保護を強化するため、再公衆伝達権を新設する。例えば、YouTube の動画を売り場で放映する場合、改正後は再公衆伝送に該当し、著作権者の権益が保護されるようになる。

(三) 著作財産権の制限（公正使用）を改正

著作権法は著作権者の権益を保障すると同時に、社会の公共利益との調和が必要であるため、公衆が著作物を合法的に利用できるよう、以下のように改正する。

1. 学校のリモート授業における公正使用を新設する。科学技術の発展に伴い、学習効果の向上のためにインターネット技術を用いたリモート授業を行うという需要に対応して、教師が他人の著作物（教科書を除く）を使用する場合は、利用許諾を得る必要をなくして、デジタル時代の教育政策を着実に実現できるようにする。
2. デジタル・リーディングの普及を考慮して、図書館等のアーカイブ機関（原文：典藏機構）が適切な要件で制限される環境において、読者に館内でオンライン閲覧を提供できるようにする。
3. 美術館で収蔵する文化資産を広めることを目的として、民衆が収蔵品を探したり、どの機関に収蔵されているかが分かるようにしたりするため、アーカイブ機関による著作物のガイドに係る公正使用を新設して、文化の伝承や流通という目的を達成する。
4. 経常的に開催される非営利活動において、許諾を得ずに利用すると刑事責任が発生するという問題が発生するため、今回の改正では、経常的に開催される非営利活動を非犯罪化して、適正な利用報酬（使用料）を支払うだけで利用できるようにし、著作権者に許諾を得る必要がないようにする。例えば、劇団が毎週非営利活動を行う場合、利用報酬を支払うだけでよく、権利侵害にはならない。さらに公衆が日常的に公園でダンス等の健康のための活動を行い、自分の携帯電話で音楽を流す場合は、利用報酬を支払わずに利用できる規定を新たに定め、人々のニーズに合わせる。

(四) 著作財産権者不明の強制許諾規定を新設

年代が古い場合又はその他の原因によって著作財産権者が不明である又はその所在が不明である著作物について、利用の許諾が受けられない場合、文化の伝承と流通が滞ってしまうので、文化産業の発展を促すため、今回の改正では、現行の文化創意産業発展法における著作財産権者が不明な著作物の強制許諾規定を著作権法に移行し、さらに適時性も考慮して、審査期間において、申請人が保証金を納付すれば、先に利用を許可する規定を新設して、申請人が所轄機関の許可を待つ時間を短縮する。

(五) ネット上での模倣品販売を目的とする広告掲載を権利侵害とみなす規定を新設

現在、ネット上に商品販売の情報を掲載することが主要な販売の手段となっており、模倣品が販売されれば、著作権者に大きな影響をもたらすため、早急に模倣品の流通を阻止する必要があり、ネット上での模倣品販売広告等の情報掲載を権利侵害とみなす規定を新設する。例えば、ネット上に海賊版音楽ファイルを含む USB を販売する、又はゲーム機を購入すると海賊版のゲームソフトが無料で付いてくる等の広告を掲載した場合は、2 年以下の懲役に処され、民事責任も負わなければならない。

(六) 使用料（ロイヤルティ）を基に民事損害賠償を請求できる規定を新設

権利侵害の被害者が民事訴訟を提起し、裁判所に賠償額の判定を請求するときに利用許諾によって得られる使用料を損害額算出の依拠とすることを選ぶことができる規定を新設して、被害者の挙証責任を軽減し、刑事訴訟の代わりに民事訴訟を提起する意欲を高める。

(七) 厳しすぎる刑事責任の規定を調整

現行の著作権侵害に係る一部の規定において法定刑の下限は 6 ヶ月であり、罪状が軽微な事件では刑罰が重すぎるといった問題が生じる可能性がある。今回の改正では、下限規定を削除し、裁判所が事件毎に斟酌して、刑事責任が重過ぎるといった問題を回避できるようにする。

(2021 年 4 月)

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 具体的な下位概念の商品における商標使用は、上位概念の商品並びに同じ性質の商品における使用と認定

■ ハイライト

参加人(即ち商標権者)は 2012 年 9 月 7 日に第 8 類の「手持工具(手動式のもの); スクリュードライバービット; ねじタップ; のこぎり; レンチ; …」等 16 項目の商品での使用を指定して「ifixit」商標の登録を出願し、登録第 1583371 号商標(以下「係争商標」として登録された。その後原告は 2017 年 9 月 20 日に、係争商標には商標法第 63 条第 1 項第 2 号に規定される登録取消事由があるとして、取消審判を請求した。審理の結果、「請求不成立」の処分が出された。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが棄却されたため、さらに行政訴訟を提起した。知的財産裁判所は「ifixit」商標が使用を指定しているスクリュードライバービット; ねじタップ…等 15 項目の商品(下位概念商品)の部分について原処分及び訴願決定を取り消し、被告に対しその部分について取消請求の成立として登録取消処分を行うよう命じるほか、係争商標の「手持工具(手動式のもの)」(上位概念商品)については使用されているため、取消請求を不成立とする判決を下した。判決趣旨は以下の通りである。

「商標法第 63 条の上記規定(訳注: 第 63 条第 1 項第 2 号)で定められている商標が使用されていたか、又はその使用が取消事由を構成するかは、登録された商標とその指定された商品又は役務に対するものであり、実際に登録商標が使用されている商品又は役務の範囲が、登録されている指定商品又は指定役務に合致しているかに特に留意する必要がある。…さらに商品又は役務が、同類又は同グループの総括的概念、又は類似の商品又は役務の本質的な総括的概念という上位概念であって、上位概念に対する下位概念が具体的な商品又は役務であり、具体的な下位概念の商品又は役務に使用されている場合、概括的な上位概念の商品又は役務に使用されたと認定すべきであるが、その逆は使用であると認定してはならない。例えば上記の留意事項(訳注: 知的財産局「登録商標使用の留意事項」)で挙げられた例については、化粧品が上位の商品であり、ファンデーションが下位の具体的な商品であり、ファンデーションの使用は、登録されている化粧品での使用であると認めることができる。また銀行サービスは上位の役務であり、具体的なクレジットカード発行サービスでの使用は、使用と認定することができる」(最高行政裁判所 106 年度判字第 163 号判決)。

参加人は原処分が下される前に、その 1 項目の商品、即ち「SDS 軸ドリルビットワンタッチジョイント(原文: SDS 鑿壁快脱接頭)」、別称「六角軸四本溝ドリルビットワンタッチアダプタ(原文: 六角轉四溝快脱接榫)」しか、係争商標の使用証拠として提出していない。当該商品は第 8 類の上位概念である「手持工具(手動式のもの)」商品に属するが、いわゆる「SDS 軸ドリルビットワンタッチジョイント」又は「六角軸四本溝ドリルビットワンタッチアダプタ」は、クロムバナジウム鋼を材料として製造されたもので、電気ドリルに取り付け、四本溝ドリルビットを装着するのに使用する。その用途、機能はいずれも係争商標が指定商品として登録しているその他の 15 項目の下位概念商品「スクリュードライバービット; ねじタップ; のこぎり; レンチ; 両口レンチ; 手動釘打ち機; その他締付固定用手持工具; レンチ用ヘッド; 手動レンチ用ソケット; …」とは異なり、同じ性質の商品と認めることはできない。前出の 2010 年司法院知的財産法律座談会の趣旨(訳注: 2010 年 5 月 21 日司法院知的財産法律座談会行政訴訟類第 1 号会議決)によると、被告は参加人が使用した証拠を提出した商品について登録取消請求不成立とする処分を行うことができるが、その他 15 項目の部分については、使用した証拠を提出していないのならば、係争商標の登録取消処分を行わなければならない。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】108 年行商訴字第 134 号

【裁判期日】2020 年 5 月 28 日

【裁判事由】商標登録取消

原告 IFIXIT CORPORATION (原文：美商艾非斯克特股份有限公司)

被告 經濟部知的財産局

参加人 呉〇城

上記当事者間の商標登録取消事件について、原告は經濟部 2019 年 9 月 17 日経訴字第 10806311050 号訴願決定を不服とし、行政訴訟を提起した。当裁判所は参加人に独立して本件被告の訴訟に参加するよう命じた。当裁判所は、次のとおり判決する。

主文

原処分及び訴願決定における「『ifixit』商標の指定商品であるスクリュードライバービット；ねじタップ；のこぎり；レンチ；両口レンチ；手動釘打ち機；その他締付固定用手持工具；レンチ用ヘッド；手動レンチ用ソケット；手動式ジャッキ；金属製ベルト用伸張具（手持工具）；つめ車；ねじ切り工具（手持工具）；せん孔用工具（手持工具）；丸のみ（手持工具）の部分について登録取消請求を不成立とする」という部分を取り消す。

上記取消部分について、被告は「『ifixit』商標の指定商品であるスクリュードライバービット；ねじタップ；のこぎり；レンチ；両口レンチ；手動釘打ち機；その他締付固定用手持工具；レンチ用ヘッド；手動レンチ用ソケット；手動式ジャッキ；金属製ベルト用伸張具（手持工具）；つめ車；ねじ切り工具（手持工具）；せん孔用工具（手持工具）；丸のみ（手持工具）」に対して取消請求の成立として登録取消処分を行わなければならない。

原告の他の請求を棄却する。

一 事実要約

参加人は 2012 年 9 月 7 日に当時の商標法施行細則第 19 条で定める商品及び役務の区分表第 8 類「手持工具（手動式のもの）；スクリュードライバービット；ねじタップ；のこぎり；レンチ；両口レンチ；手動釘打ち機；その他締付固定用手持工具；レンチ用ヘッド；手動レンチ用ソケット；手動式ジャッキ；金属製ベルト用伸張具（手持工具）；つめ車；ねじ切り工具（手持工具）；せん孔用工具（手持工具）；丸のみ（手持工具）」商品での使用を指定して、「ifixit」商標の登録を被告に出願した。被告は審査した結果、登録第 1583371 号商標（以下「係争商標」、図案は本判決の添付図に示すとおり）として登録を許可した。その後原告は 2017 年 9 月 20 日に係争商標には商標法第 63 条第 1 項第 2 号に規定される登録取消事由があると見て、被告に取消審判を請求した。被告は審理した結果、係争商標には前述の商標法規定は適用されないと認定し、2019 年 3 月 26 日中台廢字第 L01060460 号商標取消請求処分書を以って「請求不成立」の処分を行った。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが、經濟部から同年 9 月 17 日経訴字第 10806311050 号決定を以って棄却されたため、さらに当裁判所に行政訴訟を提起した。当裁判所は本件判決の結果によって、原処分及び訴願決定の取消しが認められた場合、参加人の権利及び法律上の利益に影響をもたらすため、職権に基づき、参加人に本件被告の訴訟に独立して参加するよう命じた。

二 両方当事者の請求内容

(一) 原告の主張理由：原処分と訴願決定を取り消す。被告は係争商標の登録取消処分を行わなければならない。

(二) 被告の答弁理由：原告の請求を棄却する。

三 本件の争点

係争商標には商標法第 63 条第 1 項第 2 号に定められる登録取消事由があるのか。

四 判決理由の要約

(一) 商標法第 63 条第 1 項第 2 号には「商標登録後に次に掲げる事情の一に該当するものは、商標主務機関が職権又は請求によりその登録を取り消さなければならない。…二、正当な理由なくして未使用又は使用の停止が継続して 3 年経過したもの。但し、使用権者が使用しているときは、この限りでない」と定められている。また、同法第 5 条には、商標の使用とは、販売を目的として、商標を商品又はその包装容器に用いる状況、又は商標を付した商品を所持、展示、販売、輸出又は輸入する状況、又は商標を提供する役務と関連する物品に用いる状況、又は商標を商品又は役務と関連する商業文書又は広告に用いる状況があるもの、又は以上の状況をデジタルマルチメディア、電子メディア、インターネット又はその他媒介物の方式で行うものであって、関連する消費者にそれが商標であると認識させることができることをいうと、規定されている。また同法第 67 条第 3 項で準用される第 57 条第 3 項には、商標権者が提出する使用に関する証拠は、商標が実際に使用されていることを証明でき、さらに一般的な商習慣に適合しなければならないと規定されている。

(二) 調べたところ、係争商標の図案は簡単なデザインが施された外国語「ifixit」で構成されており、「手持工具（手動式のもの）；スクリュードライバービット；ねじタップ；のこぎり；レンチ；両口レンチ；手動釘打ち機；その他締付固定用手持工具；レンチ用ヘッド；手動レンチ用ソケット；手動式ジャッキ；金属製ベルト用伸張具（手持工具）；つめ車；ねじ切り工具（手持工具）；せん孔用工具（手持工具）；丸のみ（手持工具）」商品での使用が指定されている。原告は 2017 年 9 月 20 日に、係争商標には商標法第 63 条第 1 項第 2 号に定められる状況があるとして、被告に登録の取消を請求した。本件の争点は明らかに、参加人が本件登録取消請求日（2017 年 9 月 20 日）より前 3 年間に、係争商標を前述の指定商品に使用した事実があるかどうかである。

(三) 当裁判所が文書にて照会した結果、璋泰会社が 2017 年 9 月営業税申告の売上には、買受人である偉博会社が発行した取消請求審判答弁添付文書 4 の統一発票があり、事業体である偉博会社が当該発票に基づいて申告して売上税額からの控除を行っている等の状況を知り得た。当裁判所の 2020 年 4 月 15 日付書簡、財政部中区国税局 2020 年 4 月 17 日付書簡、財政部中区国税局台中分局 2020 年 4 月 20 日付書簡がある（当裁判所ファイル第 221 乃至 231 頁を参照）。以上の事実証拠をまとめると、本件の取消請求日である 2017 年 9 月 20 日より前の 3 年間に璋泰公司には係争商標を「SDS 軸ドリルビットワンタッチジョイント」という商品に使用した事実が確かにある。さらに調べたところ、係争商標は SDS 軸ドリルビットワンタッチジョイントという商品に使用され、売買双方の璋泰公司与偉博公司是取引時に提出した発注書、出荷伝票、商品の写真があり、統一発票で売上、購入を申告した事実があったことは前述したとおりである。よって原告は参加人が提出した証拠資料は訴訟に際して作成したものである等と根拠もなく疑い、それが事実であることを証明する具体的な事実証拠も提出していない。このため、原告は上記使用に係る証拠資料は、取消請求を知ってから、使用し作成した可能性があると主張しているが、採用できない。

(四) 「SDS 軸ドリルビットワンタッチジョイント」商品が手持工具（手動式のもの）である以外に、参加人の使用に係る証拠は手持工具（手動式のもの）を除く 15 項目の商品を使用したことを証明できず、その他 15 項目商品の登録を取り消すべきである：

1. 参加人が提出した使用の証拠について、SDS 軸ドリルビットワンタッチジョイントは手持工具（手動式のもの）に帰属できるが、係争商標の指定商品は 16 項目に上り、参加人は第 8 類の上位概念である「手持工具（手動式のもの）」の使用の証拠を提出しただけで、下位概念であるその他の 15 項目の商品とは性質が異なるため、当裁判所はなおその他の 15 項目の商品について取消事由があるかを審理すべきである。
2. 次に「商標法第 63 条の上記規定（訳注：第 63 条第 1 項第 2 号）で定められている商標が使用されていたか、又はその使用が取消事由を構成するかは、登録された商標とその指定された商品又は役務に対するものであり、実際に登録商標が使用されている商品又は役務の範囲が、登録されている指定商品又は指定役務に合致しているかに特に留意する必要がある。…さらに商品又は役務が、同類又は同グループの総括的概念、又は類似の商品又は役務の本質的な総括的概念という上位概念であって、上位概念に対する下位概念が具体的な商品又は役務であり、具体的な下位概念の商品又は役務に使用されて

いる場合、概括的な上位概念の商品又は役務に使用されたと認定すべきであるが、その逆は使用であると認定してはならない。例えば上記の留意事項（訳注：知的財産局「登録商標使用の留意事項」）で挙げられた例については、化粧品が上位の商品であり、ファンデーションが下位の具体的商品であり、ファンデーションの使用は、登録されている化粧品での使用であると認めることができる。また銀行サービスは上位の役務であり、具体的なクレジットカード発行サービスでの使用は、使用と認定することができる」（最高行政裁判所 106 年度判字第 163 号判決）とある。

3. 調べたところ、係争商標は第 8 類の「手持工具（手動式のもの）；スクリュードライバービット；ねじタップ；のこぎり；レンチ；両口レンチ；手動釘打ち機；その他締付固定用手持工具；レンチ用ヘッド；手動レンチ用ソケット；手動式ジャッキ；金属製ベルト用伸張具（手持工具）；つめ車；ねじ切り工具（手持工具）；せん孔用工具（手持工具）；丸のみ（手持工具）」等 16 項目商品での使用が登録されている。また参加人は原処分が下される前に、その 1 項目の商品、即ち「六角軸四本溝ドリルビットワンタッチアダプタ」（原告証拠 5、即ち乙証 1-3 添付資料 2 を参照）、別称「SDS 軸ドリルビットワンタッチジョイント」（原告資料 4、即ち乙証 1-3 添付資料 1 を参照）しか、係争商標の使用証拠として提出していない。前出の 2010 年司法院知的財産法律座談会の趣旨（訳注：2010 年 5 月 21 日司法院知的財産法律座談会行政訴訟類第 1 号会議決）によると、被告は参加人が使用した証拠を提出した商品についてのみ登録取消請求不成立とする処分を行うことができるが、その他 15 項目の部分については、使用した証拠を提出していないのならば、係争商標の登録取消処分を行わなければならない。
4. また、原告が調査機関に委託して行った調査によると、市場では「六角軸四本溝ドリルビットワンタッチアダプタ」又は「SDS 軸ドリルビットワンタッチジョイント」を除く係争商標の指定商品の販売が見当たらなかった。したがって当裁判所は参加者が本件の取消請求日（106 年 9 月 20 日）より前の 3 年間に係争商標が「スクリュードライバービット；ねじタップ；のこぎり；レンチ；両口レンチ；手動釘打ち機；その他締付固定用手持工具；レンチ用ヘッド；手動レンチ用ソケット；手動式ジャッキ；金属製ベルト用伸張具（手持工具）；つめ車；ねじ切り工具（手持工具）；せん孔用工具（手持工具）；丸のみ（手持工具）」等 15 項目の指定商品に使用された事実はなかったと認める。

（五）以上のことから、係争商標が使用を指定する商品であるスクリュードライバービット；ねじタップ；のこぎり；レンチ；両口レンチ；手動釘打ち機；その他締付固定用手持工具；レンチ用ヘッド；手動レンチ用ソケット；手動式ジャッキ；金属製ベルト用伸張具（手持工具）；つめ車；ねじ切り工具（手持工具）；せん孔用工具（手持工具）；丸のみ（手持工具）の部分については、商標法第 63 条第 1 項第 2 号に規定する登録取消事由があるため、原処分及び訴願決定における当該部分の取消請求の不成立に関する部分を取り消し、かつ上記部分については、本件の事実証拠が明確であるため、行政訴訟法第 200 条第 3 号の規定により、被告に「係争商標が使用を指定するスクリュードライバービット；ねじタップ；のこぎり；レンチ；両口レンチ；手動釘打ち機；その他締付固定用手持工具；レンチ用ヘッド；手動レンチ用ソケット；手動式ジャッキ；金属製ベルト用伸張具（手持工具）；つめ車；ねじ切り工具（手持工具）；せん孔用工具（手持工具）；丸のみ（手持工具）の商品」の部分について取消請求の成立として登録取消処分を行うよう命じる。原処分及び訴願決定のその他の部分については、誤りがないため、原告の他の訴えを棄却する。

以上の次第で、本件原告の訴えには一部に理由があり、一部に理由がない。よって知的財産案件審理法第 1 条、行政訴訟法第 200 条第 3 号、第 104 条、民事訴訟法第 79 条により、主文のとおり判決する。

2020 年 5 月 28 日

知的財産裁判所第二法廷

裁判長 汪漢卿

裁判官 林洲富

裁判官 曾啓謀

添付図

係争商標図

登録第 1583371 号

出願日：2012 年 9 月 7 日

登録日：2013 年 6 月 16 日

公告日：2013 年 6 月 16 日

使用指定区分：(第 008 類)

手持工具（手動式のもの）；スクリュードライバービット；ねじタップ；のこぎり；レンチ；
両口レンチ；手動釘打ち機；その他締付固定用手持工具；レンチ用ヘッド；手動レンチ用ソ
ケット；手動式ジャッキ；金属製ベルト用伸張具（手持工具）；つめ車；ねじ切り工具（手
持工具）；せん孔用工具（手持工具）；丸のみ（手持工具）。



TIPLo
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2021 TIPLo, All Rights Reserved.